

令和7年度(2025年度) 若竹学級利用申請のしおり

<利用申請の受付期間>

①令和7年4月から毎月利用(通年利用)する場合の受付

令和6年10月21日(月) ~ 12月5日(木)

(春・夏・冬休みのみ利用の場合、この期間に申請できません)

②通常の受付(通年利用、春・夏・冬休みのみ利用)

※令和7年4月からの通年利用も申請できます。ただし、すでに定員に達している学級では、待機となる場合があります。

利用する前々月1日 ~ 前月10日

例1：5月から通年利用の場合		3月3日～ 4月10日
例2：春休み(4月)	のみ利用の場合	2月3日～ 3月10日
夏休み(7月)	から利用の場合	5月1日～ 6月10日
夏休み(8月)	のみ利用の場合	6月2日～ 7月10日
冬休み(12月)	から利用の場合	10月1日～11月10日
冬休み(翌年1月)	のみ利用の場合	11月4日～12月10日
春休み(翌年3月)	のみ利用の場合	翌1月5日～翌2月10日

※ 期限までに必要書類等が提出できない場合は、入級できません。

<書類配布・受付> 各小学校・義務教育学校内の若竹学級

<申請・運営管理に関するご相談> KEG若竹学級運営管理事務局

073-421-1118

<利用料・減免に関するご相談> 和歌山市役所 青少年課

073-435-1235

1. 若竹学級の概要と目的

若竹学級は、和歌山市内で実施する放課後児童健全育成事業(学童保育)の運営管理業務を「株式会社K E G リソース」が和歌山市から受託し、学校敷地内等で実施しています。

保護者の事情により放課後に家庭での監護に欠け、保育を必要とする児童に対して、各小学校・義務教育学校の余裕教室などを利用して、家庭に代わる生活の場を提供しています。子どもたちが、家庭・学校・地域との連携のもと、遊びを中心とした活動を通じて、自主性・社会性・創造性を培い、心身ともに健やかに育つことを目指します。

2. 開級日・時間

【開級日・開級時間】

区 分	開級時間
学校のある日(月～金曜日)	下校時(※) ～ 18時30分
第2・4土曜日	08時00分 ～ 17時00分
春休み・夏休み・冬休み・学校行事の振替休日	08時00分 ～ 18時30分

※開級は13時以降

【閉級日】

日曜日、祝日、第1・3・5土曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

夏季休業(8月中旬の1週間程度、具体的な日程はあらためて周知します。)

事前に若竹学級の利用児童がいないと判明している日

その他、特別な事情で学校が開校されない日

3. 利用料について

(1) 利用料

児童1人あたり 月額4,000円

※ 兄弟姉妹で利用する場合、2人目以降の年下の児童の利用料を月額2,000円に減額します。

※ **利用料に日割り制度はありません。利用日数に関わらず(1日も利用しない場合でも)月額の利用料が必要です。**月の途中で利用を開始もしくは終了した場合も同様ですので、ご注意ください。

※ 利用料とは別に、おやつ代・クラス費等の実費分として、おおむね月額1,500円程度を各学級で徴収します。

(2) 納付方法

原則、口座振替により納付いただきます。利用承認後に配付する「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入のうえ、**指定金融機関(紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、わかやま農業協同組合(他地域の農協は不可))**へご提出ください。

前月までに指定金融機関に提出されますと、翌月から引き落としできます。

なお、前年度に口座振替している方で、今年度の「利用申請書」の申請者(保護者)が前年度と同じ場合のみ、上記の手続き無しで前年度と同じ口座から振替できます。

申請者(保護者)を前年度から変更(例：父親→母親)した場合、あらためて口座振替の手続きが必要ですので、ご注意ください。

(3) 利用料の減額・免除について(※毎年度申請する必要があります。)

生活保護、就学援助の認定、特別支援教育就学奨励費の認定、所得の状況等、一定の条件に当てはまる場合、利用料を減額・免除する制度があります。利用承認後に案内をお配りしますので、減額・免除を希望する方は、「利用料減額・免除申請書」と「同意書」に必要事項を記入し、必要書類と合わせて市役所青少年課にご申請ください。原則として**前年度にさかのぼる減額・免除の申請はできません**のでご注意ください。

4. 利用資格について

若竹学級を利用できるのは、監護者(保護者)の事情により放課後に家庭での監護に欠け、保育を必要とすると認められる、市立小学校・義務教育学校の前期課程に就学している児童です。

原則として、**児童と同居(世帯分離も含む)する成人の監護者全員(祖父母、内縁関係等を含む)**が、下表のいずれかの条件に該当し家庭で児童の保育を行えない場合に、若竹学級を利用できます。

なお、児童と同居であっても、おじ・おば等の親戚、児童の兄弟姉妹等は除きます。

【条件①】

理 由	利用が認められる場合	利用可能期間
就 労	監護者が、月12日以上(日曜日を除く)かつ月48時間以上、就労している場合	就労、就学している期間
就 学	監護者が就労準備のため、月12日以上(日曜日を除く)かつ月48時間以上、職業訓練校等へ就学(技能訓練)している場合	
監護者の疾病	監護者が疾病、負傷等のため1ヶ月以上の加療を要する場合	左記の理由により、利用を必要とする期間
監護者の障がい・要介護	監護者が、心身に障がい等を有するか、介護(要介護1以上)を必要とする場合	
親族等の介護・看護	監護者が、月12日以上(日曜日を除く)かつ月48時間以上、要介護1以上の親族等の介護または看護をしている場合	
出 産	監護者が、8週間以内に出産を予定している場合、または、出産してから8週間以内の場合 ※多胎妊娠の場合は産前14週間以内	産前8週間(または14週間)以内に属する月～産後8週間以内に属する月
求 職	監護者が、求職活動のため家庭にいない場合 ※申込日までの30日間に5日以上 ^の 求職活動の実績が必要	利用を必要とする期間 (最長で通算3ヶ月まで、 年度内1回限り)
高 齢	利用開始月時点で75歳以上の監護者	左記の理由により、利用を必要とする期間

※事業専従者の場合は確定申告書B第2表に記載されている者であること。

※監護者が育児休暇を取得している期間中の利用はできません。

例：育児休業期間の終了日が6月30日の場合、7月1日から利用可

※就労が内定し、採用予定日が決まっている場合、採用予定日以降を利用開始日として利用できます。

この場合、採用予定日が記載された「就労証明書」が必要です。

5. 利用区分(利用可能月)について

家庭で監護を行えない時間帯に応じて、若竹学級を利用できる区分が異なります。【条件②】

平日の14時30分～18時30分の一部または全部の時間に、**児童と同居する成人の監護者全員が就労等(通勤等に要する時間を含む)で自宅にいない**ため、家庭で監護を行えない場合のみ、通年利用(毎月利用)ができます。なお、夜間勤務・交代制勤務等のため、上記の時間帯に自宅で休まれている方を含みます。

【条件①】を満たしたうえで、上記の時間帯以外を含めて、**児童と同居する成人の監護者全員が就労等で自宅にいない**場合は、長期(春・夏・冬休み)のみ利用できます。

【条件②】

家庭で監護を行えない時間帯	平日 14時30分～18時30分	それ以外
利用区分 (利用可能月)	通年(4月～翌3月)利用可	春休み(4月・翌3月)、夏休み(7～8月)、冬休み(12～翌1月)のみ利用可

6. 利用申請の受付について

若竹学級の利用には、事前の申請が必要です。利用申請は、年度ごとに行う必要があります。受付期間中に、必要書類を揃えて申請書を各若竹学級にご提出ください。

(1) 受付期間

表紙を参照してください。

(2) 受付時間・場所 ※若竹学級は、その小学校・義務教育学校に通っている児童が利用可

受付時間	13時～18時30分 (土曜日・日曜日・祝日等の閉級日を除く)
受付場所	通学している(予定の)各小学校・義務教育学校内の若竹学級

(3) 提出書類

- ①「放課後児童健全育成事業利用申請書」
- ②「誓約・同意書および家庭状況申告書」
- ③利用を必要とする理由を証明する書類(下表を参照)

※③については、児童と同居(世帯分離も含む)する監護者(祖父母、内縁関係等を含む)全員分が必要です。なお、おじ・おば等の親戚、児童の兄弟姉妹等の分は不要です。

※下表内の「所定の様式」は、若竹学級に備え付けています。

※記入漏れや書類の不足等がある場合は、入級決定審査の対象となりませんので、ご注意ください。

理 由		利用を必要とする理由を証明する書類
就 労	被雇用者	・ 就労証明書(様式1の1) ※法人の代表者等で、会社から給与を受けている場合もこちらです。
	個人事業主、 内職、農業等	・ 就労申告書(様式1の2) ・ 事業を行っていることが分かる書類(原則、①～③のいずれか) ①直近の確定申告書の写し ②直近の市民税申告書の写し ③開業したばかりで申告前の場合、開業届の写し ※①～③いずれも、受付印等により官公庁の受付が確認できるものが必要です。
	(家庭内) 事業専従者	・ 就労申告書(様式1の2) ・ 事業主の確定申告書B第2表の写し(事業専従者の名が記載されている部分)(別紙1参照) ※専従者控除の場合に限る。配偶者控除、扶養控除等の場合は対象外。
就 学	・ 就学先で発行した在学証明書の写し ・ 就学日時が分かる時間割等の写し	
監護者の疾病	・ 医師の診断書の写し(様式2)	
監護者の 障がい・要介護	障がい…身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し 要介護…介護保険被保険者証(要介護1以上)	

親族等の 介護・看護	介護…介護を要する者の介護保険被保険者証(要介護1以上) または身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し 看護…看護を要する者の医師の診断書の写し(様式3) 及び 看護の理由書(所定の様式)
出 産	・母子健康手帳の写し(母の氏名、出産予定日を記載している部分)
求 職	・ハローワークの受付票、求人申込完了画面の写し ・求職活動誓約書(所定の様式)
高 齢	・マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート等年齢が確認できる公的な本人確認書類の写し

(4) 注意事項

以下の事項を必ずご確認ください、同意のうえ、利用を申請してください。

- ① **春・夏・冬休みのみ利用の場合や、通年利用の予定だったが利用しない月が生じる場合は、休止ではなく、利用する最後の月の月末までに、必ず利用終了の届出をしてください。**
再び利用が必要となった場合は、「放課後児童健全育成事業利用申請書」と「再申請誓約書」をご提出ください。ただし、定員に達している場合は、待機となる場合があります。
- ② 同意書に基づき、審査に必要な所得や世帯等の情報を、委託事業者が和歌山市に照会する場合があります。
- ③ 納期限までに若竹学級の利用料を必ず納付してください。過去の分を含めて、**保護者及び世帯が利用料を滞納している場合、若竹学級を利用できません。**利用の承認を取り消し、利用を終了していただく場合があります。
- ④ 若竹学級用の自動車駐車スペースはありません。また、**路上駐車等による近隣への迷惑や、安全な交通の妨げになるおそれがあることから、自動車での送迎はご遠慮ください。**
- ⑤ 若竹学級では学校のWi-Fi等のインターネット環境が利用できません。
- ⑥ 若竹学級の安心安全で円滑な運営にご協力ください。若竹学級において、児童・保護者が他の児童・保護者や指導員に危害を加えたり暴言を吐くなどして集団生活に著しい支障が生じる場合や「誓約・同意書および家庭状況申告書」の誓約・同意事項が守られない場合等には、**若竹学級の利用を制限したり、利用の承認を取り消し、利用を終了していただく場合があります。**

7. 定員調整について

若竹学級では、子どもたちに安心安全で居心地のよい生活の場を提供するため、1学級あたりの定員を設けています。

定員を超えて利用の希望がある場合、利用を希望する児童全員について和歌山市が定員調整を行い受入順を決定します。**児童の学年、世帯(ひとり親等)の状況、利用を必要とする理由、利用状況(前年度に5日以上の利用の順守・利用料の滞納がない)等が基準**となります。

若竹学級の利用が決定した場合、「利用承認決定通知書」をお届けします。前年度に利用されていても、今年度利用できるとは限りませんので、必ずこの通知書をご確認ください。

定員に達した若竹学級では、定員を超えた児童を待機児童として登録します。待機児童として登録された場合、「利用不承認決定通知書(保留)」をお届けしますので、定員に空きが出るまで利用をお待ちください。定員に空きが出たら、待機者を含む利用を希望する児童全員であらためて調整を行い、定員まで児童を受け入れます。春・夏・冬休みのみの利用について待機となった場合で、次の長期休みにも利用を希望する場合は再度申請が必要です。

8. 緊急時の対応について

(1) 感染症による学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖等

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等で学級・学年閉鎖となった場合、その学級・学年の児童は閉鎖期間中、感染拡大防止の観点から若竹学級を利用できません。また、下校するまでの授業時間中に学級・学年閉鎖となった当日においても同様です。なお、学校閉鎖となった場合、若竹学級も閉鎖します。

(2) 気象警報等が発表されたとき

気象警報等が発表された場合の開級・閉級の基準は以下のとおりです。

また、警報等の有無に関わらず、危険が予想される場合には閉級する場合があります。

【平日(学校登校日)】

学校等の状況	若竹学級の利用
休校	若竹学級を閉級します。
若竹学級の開級後に警報等が発表された場合 (地震による臨時休校含む)	警報等が発表され次第、若竹学級を閉級します。 ※速やかにお迎えをお願いします。
短縮授業となり通常より早く下校する場合	若竹学級を閉級します。 ※速やかにお迎えをお願いします。
危険が予想されるため、前日の時点で翌日の短縮授業が決定された場合	若竹学級を閉級します。 ※翌日の警報等や、午前中授業の有無に関わらず閉級
警報解除等により途中から授業がある場合	若竹学級を開級します。 ※給食が無い場合はお弁当が必要です。
事前に給食の休止が決定され午前中授業となった場合 (危険が予想されない場合)	若竹学級を開級します。 ※お弁当が必要です。

【春・夏・冬休み中、第2・4土曜日、振替休業日(学校登校日以外の開級日)】

	8時まで	8時以降	11時まで	若竹学級の利用
①	警報発表	継続		若竹学級を閉級します。
②	警報発表	警報解除		若竹学級を13時から開級します。 ※11時以降に解除された場合は閉級します。
③	—	警報発表		警報が発表され次第、若竹学級を閉級します。 ※速やかにお迎えをお願いします。 ※警報発表後の利用はできません。

(3) その他、急病やケガのとき

若竹学級利用中の急病やケガについては、応急処置(救急車の要請等含む)までの対応をいたします。保護者の方にご連絡いたしますので、速やかにお迎えをお願いします。

9. 各種連絡・届出について

(1) 欠席について

若竹学級を欠席する場合、必ず事前に若竹学級に連絡してください。連絡なく欠席された場合、若竹学級から確認の連絡をいたします。

なお、病気や怪我等のやむを得ない場合を除き、理由なく1ヶ月の出席日数が5日未満となった場合、「理由書」を提出いただくとともに、入級をお待ちいただいている他の利用者を優先するため、翌月以降の利用を終了いただく場合があります。

また、次年度の利用申請がある場合、前年度の利用状況も、定員調整の参考とさせていただきます。

(2) 申請内容の変更について

児童・保護者の氏名、住所、連絡先、家庭状況、口座振替の廃止などの変更があった場合、すみやかに「変更届」を若竹学級にご提出ください。

また、家庭で監護できない事情(例：「求職」→「就労」)、就労条件(例：勤務時間)の変更により、「春・夏・冬休みのみ利用」→「通年利用」)などの変更があった場合、すみやかに「変更届」と変更後の就労証明書等の書類を若竹学級にご提出ください。

(3) 利用の終了について

利用の必要がなくなった場合、「利用終了届」を利用月の最終日までに若竹学級にご提出ください。

春・夏・冬休みのみ利用の場合や、通年利用だが利用しない月が生じた場合(例：5月まで利用し、6月のみ利用しない場合等)も、いったん利用を終了していただけます。

利用料は「利用終了届」提出日の月の分まで必要です。「利用終了届」提出日以前にさかのぼって利用を終了することはできませんので、ご注意ください。

「利用終了届」の提出後、再び利用が必要となった場合は「放課後児童健全育成事業利用申請書」と「再申請誓約書」を提出して再申請してください。再申請の際に、家庭で監護できない事情や就労条件に変更がある場合は、変更したことを証明する書類を合わせてご提出ください。

なお、若竹学級が定員に達している場合は、再申請されても、待機いただく場合がありますので、ご了承ください。

(4) 市内他校への転校について

市内の他校に転校し、転校先でも若竹学級を利用する場合は、転校前の若竹学級に「利用終了届」を、転校先の若竹学級に「放課後児童健全育成事業利用申請書」をご提出ください。その際、申請期限には十分ご注意ください。

なお、転校先の若竹学級が定員に達している場合は、待機いただく場合があります。定員状況について、若竹学級運営管理事務局(073-421-1118)に、事前にお問い合わせいただくこともできます。

転校先の学校が確定して、転校前に上記の手続きを行う場合は、住所変更により校区が変わることを確認できる書類(住居の売買契約書、賃貸借契約書の写し等)を添付してください。

(5) 利用の休止について

児童が入院する等、健康上その他やむをえない理由で利用を休止せざるをえない場合のみ、「利用休止届」を提出することができます。この場合、利用を休止せざるをえない理由と期間を確認できる書類(医師の診断書の写し等)を添付し、必ず休止期間の初日までにご提出ください。

「利用休止届」に記載の休止期間の初日から利用を休止し、期間後の初日に利用を再開します。月の初日から末日まで休止する場合、当該月の利用料は不要です。「利用休止届」の提出日以前にさかのぼって休止することはできません。

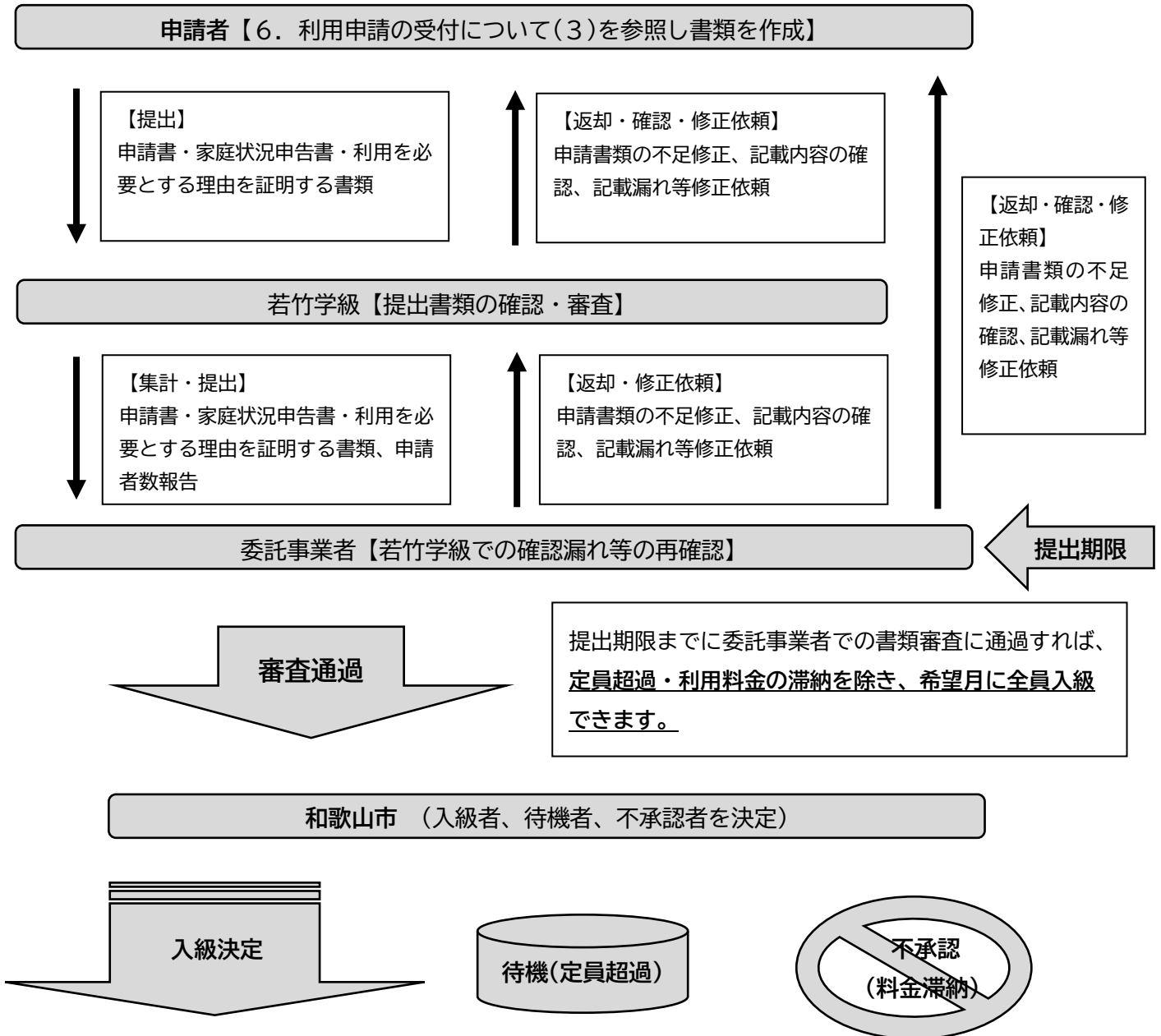
休止期間を延長する場合は、再度「利用休止届」と期間の延長が確認できる書類をご提出ください。予定より早く利用を再開する場合は、「再開届」をご提出ください。

休止期間の満了後に利用を再開せず終了する場合、「利用終了届」をご提出ください。また、利用を休

止せざるをえない期間を超えて欠席が続いた場合、(1)のとおり、利用を終了いただく場合があります。
 ご家庭の事情等で一時的に利用しない月がある場合は、(3)のとおり、**利用を終了し、再び利用が必要になれば再申請**してください。

10. 審査の流れについて

申請期限までにすべての必要書類をご提出ください。申請期限までに、委託事業者(株式会社KEGリソース)での書類審査に通過した方は、定員超過、利用料の滞納を除き、全員和歌山市が入級決定します。提出期限までに書類審査に通過しない場合は、希望月に入級できません。



事業専従者の添付書類の見本(事業主の確定申告書B第2表)

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号

住所
屋号
フリガナ氏名

控

○ 社会保険料控除等に関する事項 (13~16)

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑬ 社会保険料控除	円	円
⑭ 生命保険料控除	円	円
⑮ 雑損控除に関する事項 (17~20)		
⑯ 雑損控除	円	円
⑰ 地震保険料	円	円
⑱ 旧長期損害保険料	円	円

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円
⑳ 源泉徴収税額の合計額				円

○ 本人に関する事項 (17~20)

寡妻 寡夫 ひとり親 障害者 特別障害者

死別 生死不明 離婚 未帰還 年親以外かつ専修学校等

○ 雑損控除に関する事項 (26)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
譲渡(短期)	円	円	円
譲渡(長期)			

○ 事業専従者に関する事項 (25)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
若竹 花子	※ 個人番号は複写されません	妻	明大 26.3.15	9カ月 3時間 農作業	860,000
	※ 個人番号は複写されません				

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少数配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全額の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る任意の徴収方法(特別徴収)	自分で納付	都道府県、市区町村への寄附(特別控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

○ 事業税

非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	前年中の開始・廃止日	月	日
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など		他都道府県の事務所等		

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所

氏名 住所 所得税で控除対象配偶者などとした専従者の氏名 給与

事業主の確定申告書に専従者の氏名が記載されている必要があります。

(様式2) ※監護者自身の疾病の場合

診 断 書

氏 名	男 女	生年月日	年 月 日
住 所			
療養期間 ※必ず記入して ください	年 月 日 ~ 年 月 日		
病名や症状			
のため自宅での子の保育は困難である。			
上記のとおり診断します。			
年 月 日			
医療機関名			
所在地			
診断医師名			
⑩			

※完治までの期間が未定の場合は、証明日から当該年度の最終日(例：令和8年3月31日)までを記載してください。

(様式3)※親族の看護の場合

診 断 書

氏 名	男 女	生年月日	年 月 日
住 所			
療養期間 ※必ず記入して ください	年 月 日 ~ 年 月 日		
病名や症状			
により日常的に親族等の看護が必要な状態である。			
上記のとおり診断します。			
年 月 日			
医療機関名			
所 在 地			
診断医師名			
印			

※完治までの期間が未定の場合は、証明日から当該年度の最終日(例：令和8年3月31日)までを記載してください。

令和7年度口座振替日・納付書納期限

令和7年 4月分利用料	<u>令和7年 6月30日(月)</u>
令和7年 5月分利用料	
令和7年 6月分利用料	<u>令和7年 7月31日(木)</u>
令和7年 7月分利用料	
令和7年 8月分利用料	令和7年 9月 1日(月)
令和7年 9月分利用料	令和7年 9月30日(火)
令和7年10月分利用料	令和7年10月31日(金)
令和7年11月分利用料	令和7年12月 1日(月)
令和7年12月分利用料	令和8年 1月 5日(月)
令和8年 1月分利用料	令和8年 2月 2日(月)
令和8年 2月分利用料	令和8年 3月 2日(月)
令和8年 3月分利用料	令和8年 3月31日(火)